特定創業支援事業

**受講無料**

対象者：創業予定者・創業して３年以内の方

事業後継者・経営の基礎を習得したい方など

「創業したいけど何から始めたらいいのか分からない」「創業はしたけど経営に不安がある」「社長の後継者として経営を見つめ直したい」そんな悩みを抱えている皆様を対象に創業セミナーを開催します。

各回の専門家による講義を通じて事業計画書の作成を目指します。是非この機会にご利用ください。

※カリキュラム※（研修内容の詳細は検討中のため変更になる場合もあります。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日時 | セミナー内容 | 講師 |
| 第1回　8月１９日（金）18：00～20：15 | **創業の心構え**事業アイデアの考え方ビジネスプラン作成の目的・留意点 | 中小企業診断士/原祐治氏 |
| 第2回　8月２６日（金）18：00～20：15 | **事業に必要なマーケティング**対象顧客の決め方顧客獲得の方法を考える | 中小企業診断士/原祐治氏 |
| 第3回　９月２日（金）18：00～20：15 | **創業時の資金計画の立て方**資金計画と収支計画税金等について | 中小企業診断士/原祐治氏 |
| 第4回　９月９日（金）18：00～20：15 | **資金調達と公的支援制度の活用**創業者向け制度融資紹介各種助成金等の紹介**労務基礎知識**労務管理、マイナンバー制度対応雇用関係の助成金制度紹介 | 日本政策金融公庫諏訪信用金庫村商工観光課社会保険労務士/中川昌則氏 |
| 第5回　９月１６日（金）18：00～20：15 | **ビジネスプラン作成・発表**個別相談 | 中小企業診断士/原祐治氏 |

※会場は全５回、原村商工会館となります。

※全5回の日程中、全て受講出来なくても構いませんが、一定以上受講された方は「特定創業支援事業を受けた者」として村が証明書を発行します。

※特定支援事業とは・・・起業を目指す人への支援を強化するために、平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」に基づき「創業支援事業計画」を策定、国の認定を受けた計画のことです。この計画に基づいて村や創業支援事業者が実施する「特定創業支援事業」による支援を受けた人（本セミナーに参加した人）は、村が交付する証明書により、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置や信用保証枠の拡大などの特例が適用されます。

申込方法：　裏面の申込書に必要事項を記載の上、８月５日（金）までに原村商工会へ

　　　　　　　　お申込みください。

お問い合わせ：　原村商工会　　住所/〒391-0104　長野県諏訪郡原村6555

TEL/0266-79-4738・FAX/0266-79-5718

　　　　　　　　　　　　　　　E-mail/harasyo@po9.lcv.ne.jp

主催：原村商工会・経営支援センター伊北諏訪グループ

後援：原村

原村　創業セミナー受講申込書

▼

原村商工会　FAX/0266-79-5718

E-mail/harasyo@po9.lcv.ne.jp

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | フリガナ | 性別 | 男　　・　　女 |
|  | 年齢 |  |
| 住所 | （〒　　　－　　　　） |
| TEL |  | FAX |  |
| E-mail |  |  |  |
| 現在の職業 | 　①会社員（派遣社員・公務員等含む）　　②経営者・役員・自営業　③事業後継者　　④専業主婦　　⑤パート・アルバイト　　⑥学生　　⑦無職 |
|  |
| Q1.この創業セミナーをどのような方法でお知りになりましたか？　　（複数回答可） | ①新聞広告②ＰＲチラシ③商工会ホームページ④村ホームページ⑤広報はら⑥友人・家族等紹介⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| Ｑ2.具体的な創業計画はお持ちですか？ | ①計画立案済み　　②計画立案中　　③計画未定④創業済　　⑤その他（　　　　　　　　　　　） |
| Ｑ3.創業はどの業種で予定されていますか？ | ①サービス業　　②卸・小売業　　③飲食業④製造業　　　　⑤建設業　　　　⑥未定⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| Ｑ4.創業はどの地域で予定されていますか？ | ①原村　　②諏訪圏（　　　　　　）　　③山梨県④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| Ｑ5.創業セミナーに何を期待していますか？ |  |

（注１）本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業の本人確認・受講者名簿の作成

終了証明書等の発行・事業報告書等の事務書類・商工会及び原村からの連絡や情報提供等に使

用致します。

（注２）特定支援事業者による証明書発行について、本セミナーを一定以上受講された方は特定創業支

　　　　援事業による支援を受けた者として、村から証明書を交付します。

（注３）自動販売機等はありませんので、水分補給用飲料は必要に応じて各自でご持参ください。